

**Think Asia, Invest Thailand**

GEARED FOR THE FUTURE



# BOI新恩典による事業拡大

タイ投資委員会事務局  
2016年5月11日

[www.boi.go.th](http://www.boi.go.th)



THAILAND BOARD OF INVESTMENT  
*Your partner for sustainable investment*

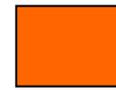
1. 7ヵ年投資奨励戦略(2015 – 2021年)
2. 現行の投資奨励戦略
3. 2016年における措置および実行の要約

## 7年投資獎勵戰略(2015 - 2021年)



## ゾーン

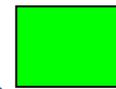
---



ゾン 1



ゾン 2



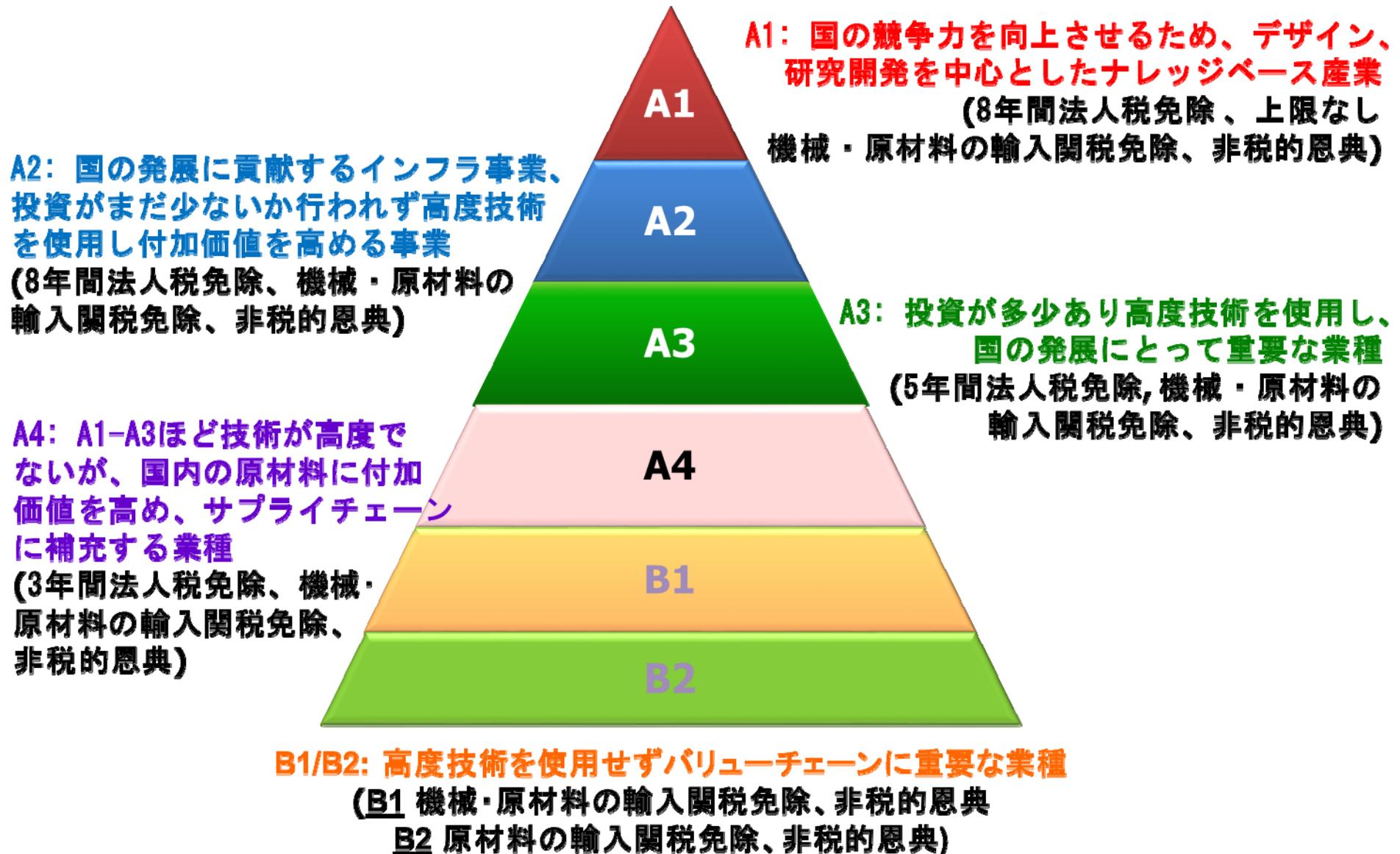
ゾン 3

年末2014を  
キャンセル!!!

# 新戦略の下における 恩典行使の基準

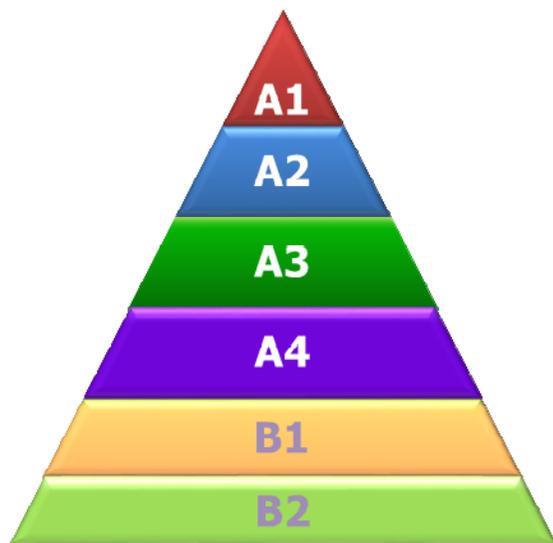
(2015年1月1日以降に提出された投資奨励申請案件に適用する)

# 業種に基づく恩典 (Activity-based Incentives)



# 新投資促進政策の恩典付与

## 基本恩典 業種に基づく恩典 (Activity-based Incentives)



業種の重要度に応じて  
恩典を付与する。

+

## 追加恩典 メリットによる恩典 (Merit-based Incentives)

- 1.競争力向上のための追加恩典
- 2.地方分散への追加恩典
- 3.工業用地開発への追加恩典

国や産業発展に貢献する  
活動に対する投資を促進  
するため、追加恩典を  
付与する。

## BOI恩典を申請するための一般基準

# 2014-2015年に打ち出された投資促進措置および政策

1. 投資促進措置
2. クラスター型投資奨励政策
3. 特別経済開発区型投資奨励政策
4. 生産効率向上のために処置
5. 地域の投資奨励戦略

## 1. 投資促進措置

2. クラスター型投資奨励政策

3. 特別経済開発区型投資奨励政策

4. 生産効率向上のために処置

5. 地域の投資奨励戦略

# 投資促進措置

- 2014年1月－2016年6月の間に申請し、2017年内に操業し、収入が発生したプロジェクトを対象とする。ただし、布告が有効になる(2015年11月16日)より前に収入が発生してはならない。
- 法人所得税の免除恩典の対象事業のみに適用させる。

条件	法人所得税の追加恩典
1.有効日(2015年11月16日)から2016年6月までの間に実際の投資(例えば、建物、機械の購入など)が土地代および運転資金を除く投資金額の70%以上ある。	免税期間4年追加 + 50%減税期間 5年間
2.2016年6月まで実際の投資が50%以上ある。	免税期間3年追加 + 50%減税期間5年間
3.2016年12月まで実際の投資が50%以上ある。	免税期間2年追加 + 50%減税期間5年間
4. 2016年以内に実際の投資が50%未満だが、生産/サービス開始ができ、2017年12月までに収入が発生する。	追加期間 1年 (一般地域) または 2年 (特別経済開発区)

備考: 恩典法人所得税免除の追加恩典はいずれの場合、合計8年を超過してはならない。

## 1. 投資促進措置

## 2. クラスター型投資奨励政策

## 3. 特別経済開発区型投資奨励政策

## 4. 生産効率向上のために処置

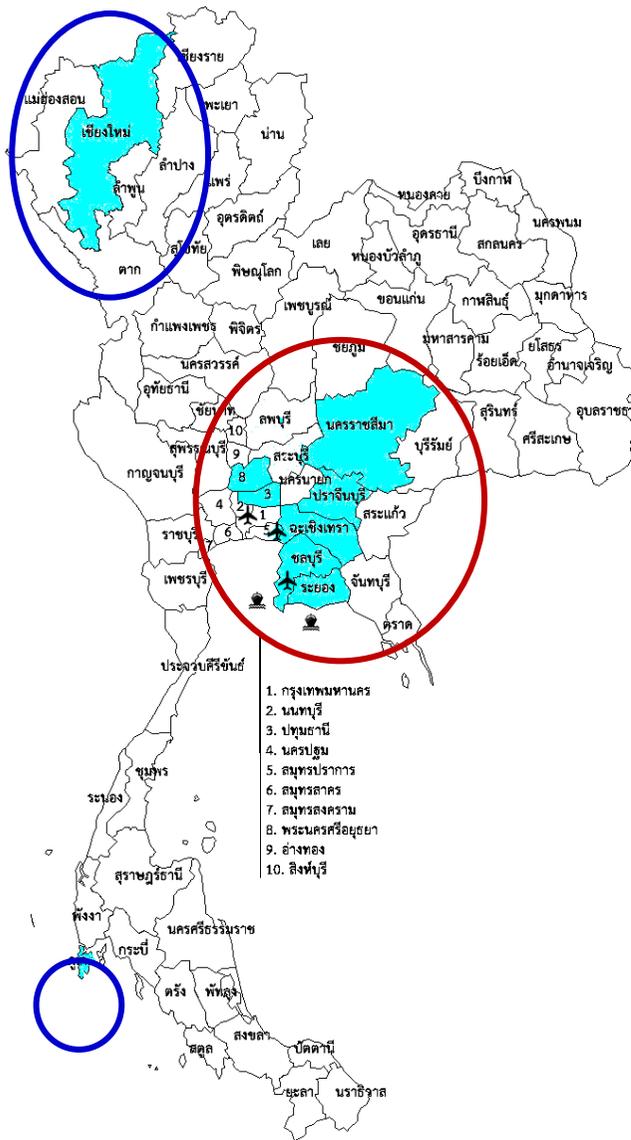
## 5. 地域の投資奨励戦略

# スーパークラスター

## スーパークラスター

高度技術を使用  
する業種および  
未来産業のための  
クラスター

- 自動車および部品
- 電気・電子製品  
および電気通信機器
- 石油化学および環境  
に優しい化学製品
- デジタル
- フードイノベーション
- 医療ハブ



## 9 県

- ナンコンラーチャシマー
- アユタヤ
- パトムタニー
- プラチンブリ
- チャチェンサオ
- チョンブリ
- ラーヨー
- チェンマイ
- プーケット



スーパークラスター	その他のクラスター
<p><b><u>BOI</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 8年間法人所得税免除、さらに 5年間法人所得税の50%減税</li><li>● 機械の輸入関税の免除</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 3-8年間法人所得税の免除、さらに 5年間法人所得税の50%減税</li><li>● 機械の輸入関税の免除</li></ul>
<p><b><u>財務省</u></b> (詳細検討中)</p> <p>重要度の高い次世代事業について 10-15年間法人所得税の免除 を検討する。</p> <p>定められた地域内で勤務する国際レベルのタイ人・外国人専門家に対し個人所得税を免除する。</p>	

# フードイノベーションの投資奨励戦略

1. “フードイノベーション工業団地または工業区 (Food Innopolis)” を以下の条件および恩典で奨励する。

## 1.1 条件

- 1) 開発する土地は、科学技術省およびBOIの同意を得ること。
- 2) 商業的な研究開発をサポートできる科学、技術、およびイノベーションの基礎インフラを有すること。
  - 1) 研究開発に必要なツールを整えた中央試験場 (Central Lab) を有し、そのツールの担当技術者を有すること。
  - 2) 入居者への便宜を図るために、会議室、セミナー室、通信システム、予備電源システムなどの施設を有すること。
- 3) 5) 法律に則した排水・廃棄物処理システムを有すること。

# フードイノベーションの投資奨励戦略

## フードイノベーション工業団地または工業区(続)

### 1.2 恩典A1

- 1) 8年間法人所得税を免除する。(上限なし)
- 2) 機械の輸入関税の免除する。
- 3) その他の一般政策に基づく恩典

### 1.3 科学技術省が開発したFood Innopolis を、科学技術パーク (投資奨励地域)とし、地方分散への追加恩典の対象になる

このFood Innopolis に立地する奨励企業には、

さらに5年間法人所得税を50%減税する恩典などが付与される

# フードイノベーションの投資奨励戦略

## 2. Food Innopolisに立地する場合、恩典を付与する対象産業を以下の通りとする。

- 1.2 植物または動物の品種改良（バイオテクノロジー事業の範囲外の場合）
- 3.9 クリエイティブ製品デザイン・開発サービス
- 7.11 研究開発
- 7.12 バイオテクノロジー（Biotechnology）
- 7.13 エンジニアリングデザインサービス
- 7.14 理科学実験サービス（Scientific Laboratory）
- 7.15 計測器校正サービス（Calibration）
- 7.19 職業訓練学校

# フードイノベーションの投資奨励戦略

Food Innopolisに立地する対象産業に以下の2通り奨励する。

## 1. 一般政策に基づく恩典

- 5年間法人所得税を50%減税する
- 機械の輸入関税を免除する
- その他の一般政策に基づく恩典

## 2. スーパークラスター恩典

### 2.1 BOIの恩典

- 8年間の法人所得税を免除する。ただし、各業種の基本恩典に基づく
- さらに5年間法人所得税を50%減税する
- 機械の輸入関税を免除する
- その他のスーパークラスター政策、および一般政策に基づく恩典

# フードイノベーションの投資奨励戦略

## 2.スーパークラスター下におけるクラスター型恩典（続）

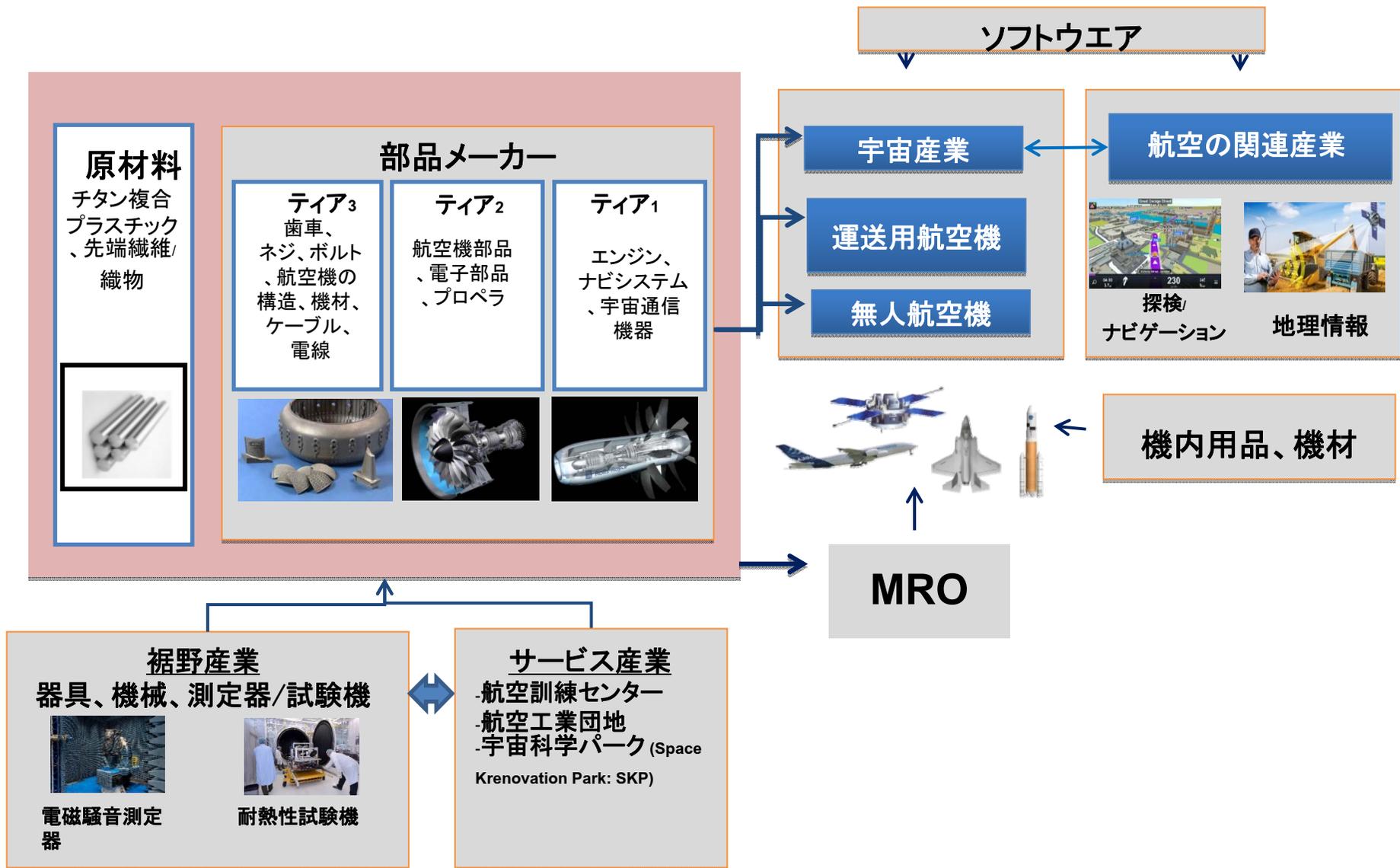
### 2.2 財務省の恩典（詳細検討中）

- 極めて重要な次世代産業には10-15年法人所得税の免除を検討する。
- タイ人か外国人か問わず定めた地域で就労する国際レベルの専門家に個人所得税を免除する。

### クラスター奨励政策の条件

- 1) 教育機関、研究機関、人材・技術開発のための中核的研究拠点との協力がなければならない。
- 2) 2016年12月31日までに奨励申請書を提出すること。
- 3) 2017年12月31日までに収入を発生させること。

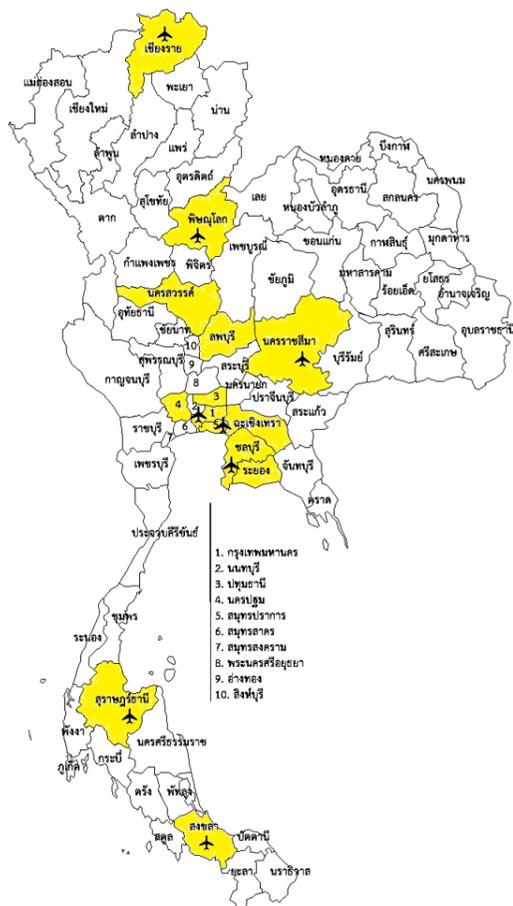
# 航空産業のバリューチェーンの奨励



# 航空宇宙産業の投資奨励措置

## 14 県

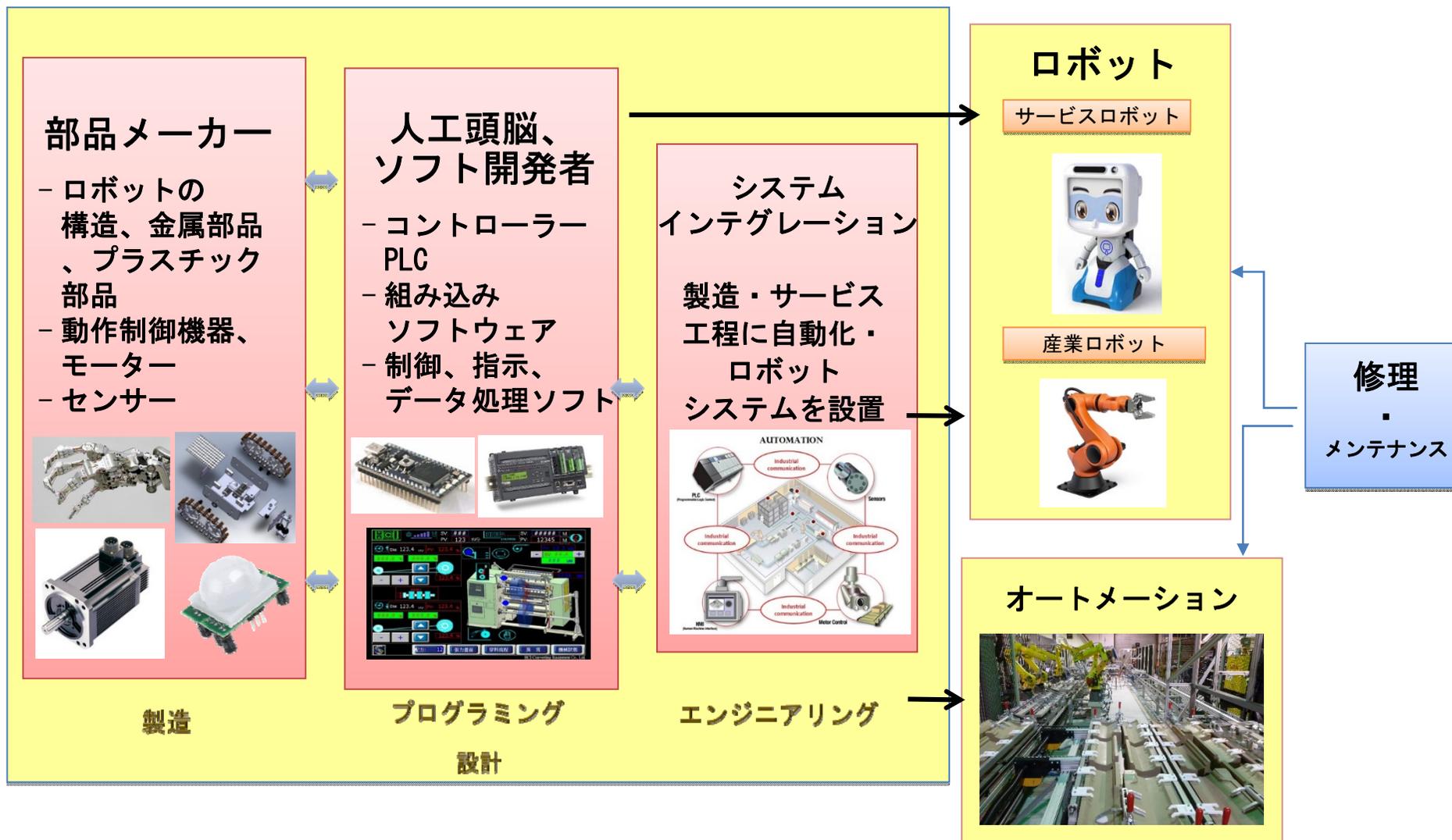
バンコク、サムットプラカーン、ナコーンパトム、パトウムタニ、チャ  
 チェンサオ、チョンブリ、ラヨン、チェンライ、ピッサヌローク、ナコ  
 ンサワン、ロップリ、ナコンラチャシマ、スラータニ、ソンクラ



対象事業	通常 恩典	スーパー クラスター 恩典
飛行機または部品の製造	A 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>8年間法人所得税免除、さらに5年間法人所得税50%減税</li> </ul>
機内用品、器具の製造	A 3	
飛行機または部品の修理	A 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>機械の輸入関税免除</li> </ul>
宇宙船の器具の製造※	A 1	
宇宙船のオペレーションシステム※	A 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他のスーパークラスター政策、および一般政策に基づく恩典</li> </ul>
飛行機または宇宙工業団地または工業区※	A 3	

※新しい投資奨励対象業種

# オートメーションおよびロボット産業のサプライチェーン



# オートメーションおよびロボット産業の投資奨励措置

対象事業	通常恩典	スーパークラスター 恩典
エンジニアリングデザイン工程を有する自動化機械・装置 (オートメーション)製造	A 2	<ul style="list-style-type: none"><li>8年間法人所得税免除、さらに 5年間法人所得税 50%減税</li></ul>
ロボットまたは自動化装置・部品 (オートメーション)の組み立て※	A 3	<ul style="list-style-type: none"><li>機械の輸入関税免除</li></ul>

※新しい投資奨励対象業種

# クラスター恩典を享受するための必須条件

- 人材開発および技術向上を図るため、当該クラスター内に所在する教育機関/研究機関/センターオブエクセレンス (Center of Excellence) と協働すること。
  - デュアルシステム (Dual System) もしくは産学協同教育事業 (教育省) での協力
  - 職業統合学習 (STI Work-integrated Learning: STI WiL) もしくは人材流動性 (Talent Mobility) (科学技術省) での協力
  - 投資委員会に合意された人材開発または技術開発協力プロジェクト
- 速やかに投資が行われるよう、2016年末までに奨励申請を提出し、2017年末までに収入を発生させること。必要がある場合には、BOIが適切な時期に順延を検討する。

1. 投資促進措置
2. クラスター型投資奨励政策
3. 特別経済開発区型投資奨励政策
4. 生産効率向上のために処置
5. 地域の投資奨励戦略

# 特別経済開発区における恩典 (第4/2557号投資委員会布告に基づく)

## 対象業種

- ・8年間まで法人所得税を免除する
- ・さらに5年間法人所得税を50%減税する (場合による)

## 奨励業種リストに基づく一般業種

- ・法人税免除の3年追加だが、すでに8年間法人税免除が付与されるグループ A1 および A2 の業種はその代わりに 5年間の法人税50%減免する。

- ・ 輸送費、電気代、水道代の2倍までを10年間控除できる。
- ・ インフラの設置、建設費の25%を控除できる。
- ・ 機械輸入税を免除する。
- ・ 輸出向け製造用の原材料の輸入税の免除する。
- ・ その他の税制以外の恩典。
- ・ 合法的未熟練外国人労働者の使用を許可する。

**\*\* 2016年末までに奨励申請を提出し\*\***

# 第1期特別経済開発区における対象業種

(1/2558-5/2558 号投資委員会布告に基づく)

業種	ターク	サケオ	トラート	ムクダー ハーン	ソククラ
1. 農業、漁業および業種	✓	✓	✓	✓	✓
2. セラミックスの製造	✓				
3. 繊維、アパレル、皮革産業	✓	✓			✓
4. 家具の製造	✓	✓			✓
5. ジュエリーおよび装飾品産業	✓	✓			
6. 医療機器の製造	✓	✓			
7. 自動車部品、機械および部品産業	✓	✓			
8. 電気電子産業	✓	✓		✓	
9. プラスチック製造	✓	✓			
10. 薬品製造	✓	✓			
11. ロジステイクス	✓	✓	✓	✓	✓
12. 呼応業団地/区	✓	✓	✓	✓	✓
13. 観光支援事業	✓	✓	✓	✓	✓

# 第2期特別経済開発区 における対象業種

(1/2559 - 4/2559号投資委員会布告に基づく)

業種	ノンカイ	チェンライ	カンチャナブรี	ナコンパノム	ナラティワート
1. 農業、漁業および業種	✓	✓	✓	✓	南部国境県における投資奨励戦略の恩典を付与する
2. セラミックスの製造			✓	✓	
3. 繊維、アパレル、皮革産業	✓	✓	✓	✓	
4. 家具の製造		✓	✓	✓	
5. ジュエリーおよび装飾品産業		✓	✓	✓	
6. 医療機器の製造		✓	✓	✓	
7. 自動車部品、機械および部品産業			✓	✓	
8. 電気電子産業			✓	✓	
9. プラスチック製造		✓	✓	✓	
10. 薬品製造		✓	✓	✓	
11. ロジスティクス	✓	✓	✓	✓	
12. 呼応業団地/区	✓	✓	✓	✓	
13. 観光支援事業	✓	✓	✓	✓	

# 特別経済開発区における追加対象業種

(12/2558 - 21/2558号投資委員会布告に基づく)



	業種	恩典
BOIの現行奨励業種	<ul style="list-style-type: none"> <li>乾燥植物およびサイロ</li> <li>農産品の副産品またはスクラップ、廃棄物からの製品</li> <li>建設用もしくは工業用金属構造</li> <li>一般印刷物</li> </ul>	8年間法人所得税免除、 5年間法人所得税50%減税
奨励中止業種 (2016年6月までに申請しなければならない)	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼料または飼料の成分</li> <li>建築資材の製造および公共施設用の鉄筋コンクリート製品の製造(但し、セラミック製屋根タイル、床タイル、壁タイルの製造を除く)</li> <li>石鹸、シャンプー、歯磨き(化粧品を除く)パーソナルケア製品</li> <li>プラスチック容器など消費財用プラスチック製品</li> <li>紙箱などパルプまたは紙からの製品</li> <li>工場および/または倉庫用建物開発</li> </ul>	8年間法人所得税免除

以上の10業種は全県にわたり対象業種になったが、トラート県のみで建設用もしくは工業用金属構造および紙箱などパルプまたは紙からの製品の2業種が除外されている。

# 特別経済開発区におけるタイ中小企業のための特別条件 (第8/2558号投資委員会布告に基づく)



## 中小企業投資家の特別条件

1. プロジェクト最低投資金額を通常100万バーツ以上(土地および運転資金を除く)から50万バーツ以上に引き下げる。
2. 国内の中古機械を最高1,000万バーツまで使用することを許可するが、基幹設備に最低プロジェクトの設備投資全体の50%以上投資しなければならない。

## タイ中小企業の定義

- タイ国籍の個人から登録資本金の51%以上出資すること。
- 奨励・非奨励事業、全事業の純固定資産または土地代および運転資金を除く投資金額が2億バーツ以下であること

1. 投資促進措置
2. クラスター型投資奨励政策
3. 特別経済開発区型投資奨励政策
4. 生産効率向上のために処置
5. 地域の投資奨励戦略
6. 未熟練外国人労働の使用

## 以下3つの措置がある

1. 省エネルギー 代替エネルギーの使用または環境へのインパクト軽減のための機会入れ替え
2. 既存生産ラインの自動化など生産効率向上のための機械入れ替え
3. 効率向上のための研究開発、エンジニアリングデザインへの投資（最初の3年間の売り上げの1%以上、中小企業の場合は0.5%）

**\*\* 2017年内に投資奨励申請すること \*\***

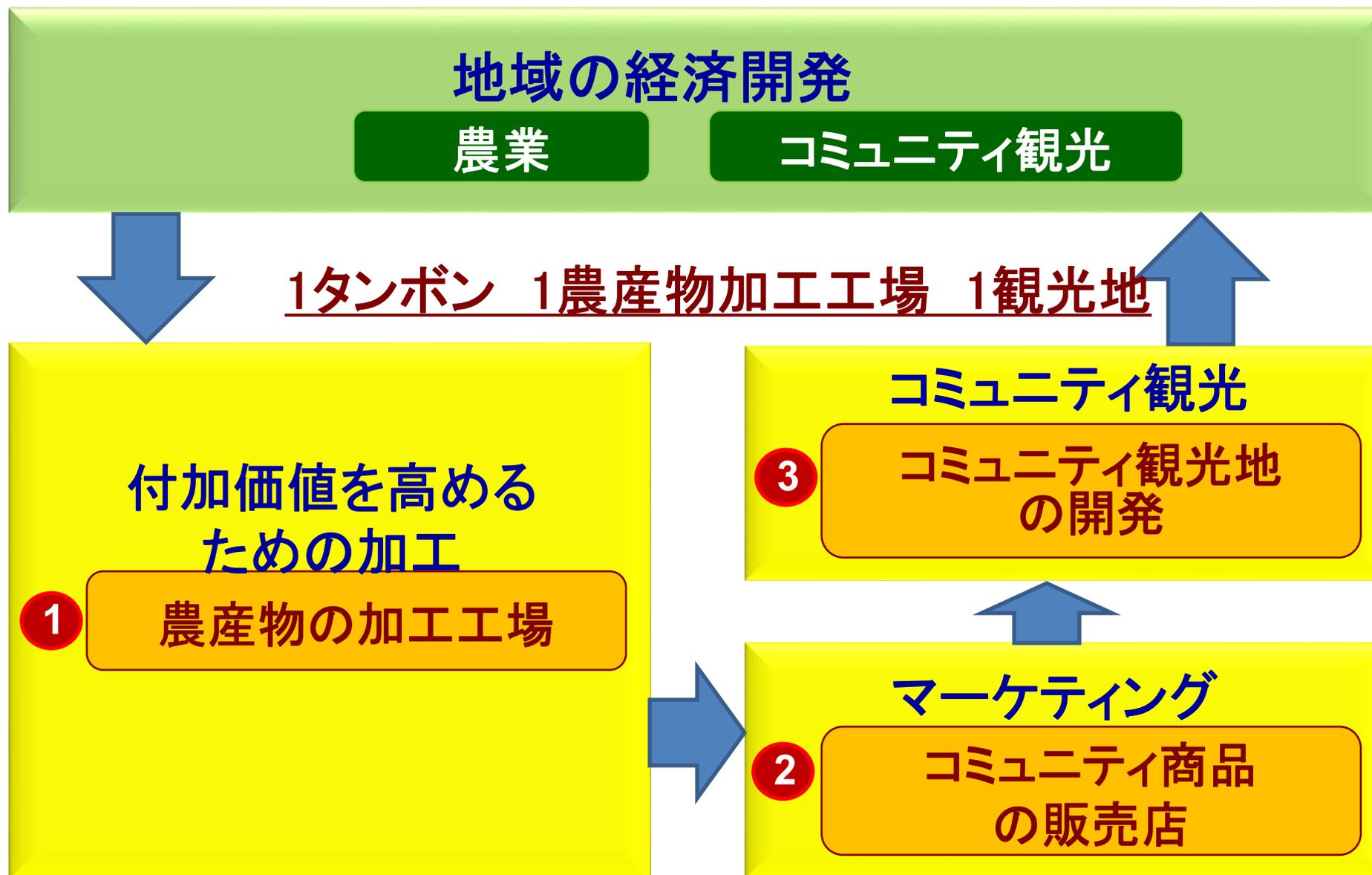
## 条件

- 免税恩典が終了したり、投資奨励されていないプロジェクトを対象とする。
- 現行の投資奨励対象事業にあること。
- 土地代および運転資金を除く投資金額が100万バーツ以上あること。但し、中小企業の場合は50万バーツ以上あること。
- 奨励証書発効日より3年以内に完成すること。

## 恩典

- 機械の輸入関税の免除
- 3年間法人所得税を免除する。免税額は改良への投資金額（土地代および運転資金を除く）の50%までとする。
- 法人所得税の免税期間は奨励証書発行後に収入の発生日からとする。

1. 投資促進措置
2. クラスター型投資奨励政策
3. 特別経済開発区型投資奨励政策
4. 生産効率向上のために処置
5. 地域の投資奨励戦略



# ① 農産物加工工場の促進

- 1) 投資金額が少なく、実行しやすいことで、地域の農産物に付加価値を創造する事業を中心に。例えば、バイオ肥料、天然ゴム、農産物のスクラップからの製品、加工食品、薬草製品。
- 2) 地域に工場を設けるように大企業に働きかけること。親会社の既存事業に恩典を付与する。
- 3) 零細業者の条件を緩和すること。例えば、最低投資金額を100万バーツから10万バーツに下げ、プロジェクトに一部国内の中古機械の使用を許可するなど。

## 2通りに分かれる

### ケース 1 大企業による投資

条件	恩典
<ul style="list-style-type: none"><li>• 大企業に大きく投資し、各地域に加工工場を分散させるために、<b>農産物加工工場をタンボン地域レベルに最低5箇所を設けること。</b></li><li>• 望ましくない影響や現地人の反対を防ぎ、地域にメリットが生まれるように、<b>地域の地方自治体、協同組合、社会事業との協力が必要である。</b></li><li>• 本措置が直接タイの中小企業にメリットを与えるために、タイ国籍の個人から登録資本金の51%以上出資すること。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• <b>親会社の既存事業に3年間法人所得税を免除する。</b>免税額は加工工場への投資金額が上限とする。</li><li>• 免税対象となる親会社の企業は投資奨励対象事業でなければならない。</li><li>• その他の恩典は一般基準に従う。</li></ul> <p><u>注</u> この場合、加工工場は、すでに親会社で加工工場に投資した金額に恩典が付与されているため、奨励を申請することができない。</p>

## ケース2 一般投資家、協同組合、社会事業による投資

条件	恩典
<ul style="list-style-type: none"><li>• 土地代および運転資金を除く投資金額が<b>最低10万バーツ</b>あり、全事業の純固定資産が <b>5,000万バーツ</b>以下あること。</li><li>• プロジェクトに<b>1,000万バーツ</b>まで<b>国内中古機械の使用を許可</b>する。その場合、プロジェクトに使用する基幹設備の<b>50%以上</b>新品機械に投資しなければならない。</li><li>• 本措置が直接タイの中小企業にメリットを与えるために、タイ国籍の個人から登録資本金の<b>51%以上</b>出資すること。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 法人所得税を免除する <b>5年</b></li><li>• その他の恩典は一般基準に従う。</li></ul>

## ② コミュニティ商品の販売店の促進

➤ **コミュニティ商品の販売店の促進** 農家、そして地域の農産物加工工場、OTOP業者、コミュニティ製品に効率的な販売チャンネルを提供する同時に、観光にも支援する。

条件	恩典
<ul style="list-style-type: none"><li>• コミュニティ製品規格(モーポーチョー)、食品規格(オーヨー)、ハラールなど規格のあるコミュニティ製品を<b>200社以上</b>のコミュニティ開発局に登録したOTOP業者から<b>全商品金額の年間80%以上</b>仕入れること。</li><li>• タイ国籍の個人から登録資本金の<b>51%</b>以上出資すること</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 農産物や規格のあるコミュニティ製品の売り上げ収入に対し <b>3年間</b>法人所得税を免除する。</li><li>• その他の恩典は一般基準に従う。</li></ul>

### ③ コミュニティ観光地開発の促進

- “**コミュニティ観光地事業**”を奨励し、新しい観光のセーリングポイント構築に支援し、地域の観光地の質を高め、基準にあったファシリティを有するよう。

条件	恩典
<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>プロジェクト要素</b>は投資委員会から合意を得なければならない。</li> <li>• 望ましくない影響や現地人の反対を防ぎ、地域にメリットが生まれるように、地方自治体、協同組合、社会事業との協力があること。</li> <li>• 観光地を分散するために、バンコク、クラビ、パンガー、プーケット、ハトヤイ郡、サムイ郡、チャアム郡、ホアヒン郡、チェンマイ県ムアン郡、パタヤ市の地域では奨励しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>5年間法人所得税を免除する</b></li> <li>• <b>その他の恩典は一般基準に従う</b></li> </ul>

1. 投資促進措置
2. クラスター型投資奨励政策
3. 特別経済開発区型投資奨励政策
4. 生産効率向上のために処置
5. 地域の投資奨励戦略
6. 未熟練外国人労働の使用

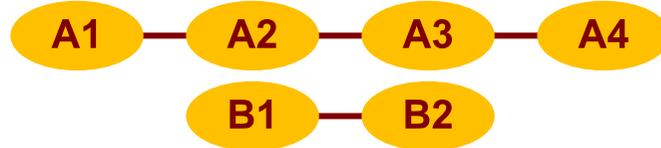
# 現状

- 2014年12月25日における投資委員会会議の奨励事業における未熟練外国人労働者の使用に関する決議により、合法的に外国人労働使用許可を申請する条件で2016年まで許可する。
- 2016年2月29日における最近の決議により、さらに2019年12月31日まで2年間延長する。

# 2016年における措置および実行の要約

# 現行の投資奨励戦略の要約

## ① 業種別恩典 (Activity-based Incentives)



### 追加恩典

②	メリット	研究開発、ファンドへの寄付、知的財産使用料、技術教育、国内サプライヤー開発、デザイン
③	立地	1. 奨励された工業団地または工業区 2. 科学技術区 3. 一人当たり所得の低い20県 4. 南部国境県 (2017年まで) 5. 特別経済開発区 (2017年まで、業種により2016年6月まで) 6. クラスタ: スパクラスタその他のクラスタ (2017年まで)
④	中小企業	条件を緩和し、タイ中小企業に可能性のある38業種に恩典を追加する。(2017年まで)

⑤

投資促進

(2014年1月-2016年6月の申請案件のみ)

⑥

### 生産効率向上のために処置 (2017年まで)

- 省エネルギー 代替エネルギーの使用、環境へのインパクト軽減のための機械入れ替え
- 自動化など生産効率向上のための機械入れ替え
- 効率向上のための研究開発、エンジニアリングデザインへの投資

# 現行の投資奨励措置の要約

	投資促進措置		+ 1-4 年 (+ 50% 5 年)				
	中小企業措置 (38業種)	ホテルのみ	+ 2年				
Area-based	クラスター措置 (スーパークラスター)		8年 + 50% 5年				
	クラスター措置 (その他のクラスター+ 支援産業)		+ 50% 5 年				
	SEZ措置 (対象業種)		8年 + 50% 5年				
	SEZ措置 (一般業種)		+ 3年				
	一人当たりの国民所得の低い20県	ホテルのみ	+ 3年				
	S&T区		+ 50% 5 年				
	奨励された工業団地/区		+ 1年				
	メリット (Merit-based)	一部の業種	+ 1-3年				
	A1	A2	A3	A4	B1	B2	0-8年

## ★ 早く執行する重要政策

1. クラスター政策および10対象産業
2. 10特別経済開発区の政 (SEZ)
3. 投資促進措置
4. メリット措置
5. 生産効率向上のために処置

## 追加政策

1. 追加政策1クラスター
  - メディカル・ハブ(Medical Hub)

## 2016年に終了する政策の見直し

1. 投資促進措置
2. SEZ政策 (6業種のみ)
3. クラスター政策
4. 未熟練外国人労働者

